

8 選 挙 公 営

(1) 選 挙 公 報

ア 選挙公報発行状況

候補者数	公報掲載 申請期限	掲載 申請者数	印刷部数	配 布 世帯数	印刷から配布までの 所要日数			公報1部当たり の印刷費 (税抜)
					印刷に 要した 日 数	各世帯に配 布を完了す るまでに要 した日数	計	
134	3月31日	133	2,496,755	2,290,349	2日	6日	8日	ブランケット版 2.60円 タブロイド版 2.33円

イ 選挙公報の配布方法

	特例配布の届出があった市町数(市町名)
市	12(姫路市、明石市、洲本市、相生市、加古川市、たつの市、赤穂市、三木市、丹波市、南あわじ市、淡路市、宍粟市)
町	2(稲美町、福崎町)

(注) 法第170条第2項による届出のあった市町である。(無投票を含む。)

ウ 「選挙のお知らせ」点訳版の購入

発 行 者	購入部数	配布方法	1部当たり の 単 価
(社福)兵庫県視覚障害者福祉協会 (点字による「選挙のお知らせ」)	699	県選管より郵便 により直送 (一部市町より送付)	850 円

エ 「選挙のお知らせ」音声版の購入

発 行 者	購入部数	配布方法	1部当たり の 単 価
(社福)兵庫県視覚障害者福祉協会 (音声による「選挙のお知らせ」ディジー版)	566	県選管より郵便に より直送 (一部市町より送付)	1,390 円
(社福)日本ライトハウス点字情報技術センター (音声による「選挙のお知らせ」カセットテープ版)	112	市町より送付	530 円

(2) ポスター掲示場

ア 投票区の規模別設置数

区 分		1千人未満				1千人以上 5千人未満			5千人以上 1万人未満		1万人以上 上		計
		2 km ² 未満	2 km ² ～ 4 km ²	4 km ² ～ 8 km ²	8 km ² 以上	4 km ² 未満	4 km ² ～ 8 km ²	8 km ² 以上	4 km ² 未満	4 km ² 以上	4 km ² 未満	4 km ² 以上	
市	投票 所数	73	82	111	150	828	81	102	198	10	8	2	1,645
	掲示場 設置数	360	452	661	1,036	5,789	684	1,052	1,592	93	72	20	11,811
町	投票 所数	11	15	27	64	38	8	20	2				185
	掲示場 設置数	59	79	166	455	282	65	256	15				1,377
計	投票 所数	84	97	138	214	866	89	122	200	10	8	2	1,830
	掲示場 設置数	419	531	827	1,491	6,071	749	1,308	1,607	93	72	20	13,188

(注) 無投票であっても、告示日当日に実際に掲示板を設置した数を含む

イ 新規、既設別設置数

区分	新設した掲示場数		既設のものを再使用した 掲示場数		レンタル 資材を使用	計
	恒久的	その他	恒久的	その他		
市	439	11,061	0	311	0	11,811
町	0	1,117	0	0	260	1,377
計	439	12,178	0	311	260	13,188

(注) 無投票であっても、告示日当日に実際に掲示板を設置した数を含む

ウ 市区町別設置数

区分 市区町名	投票区数	法定数	設置数	減少数	区分 市区町名	投票区数	法定数	設置数	減少数
神戸市	350	2,538	2,538		小野市	30	198	198	
東灘区	42	306	306		三田市	35	264	264	
灘 区	28	204	204		加西市	30	215	215	
中央区	30	216	216		丹波篠山市	53	376	359	17
兵庫区	34	239	239		養父市	28	226	226	
北 区	54	407	407		丹波市	40	328	330	△2
長田区	32	220	220		南あわじ市	30	234	234	
須磨区	39	278	278		朝来市	53	372	341	31
垂水区	43	311	311		淡路市	40	278	278	
西 区	48	357	357		宍粟市	31	247	247	
姫路市	109	838	826	12	加東市	22	166	166	
尼崎市	78	584	584		猪名川町	14	101	101	
明石市	75	527	527		多可町	11	95	95	
西宮市	104	758	662	96	稲美町	21	131	135	△4
洲本市	30	201	201		播磨町	7	49	49	
芦屋市	21	152	152		神河町	11	106	107	1
伊丹市	55	383	383		市川町	16	90	90	
相生市	22	145	145		福崎町	13	90	90	
豊岡市	64	504	505	△1	太子町	9	66	66	
加古川市	70	497	497		上郡町	11	87	87	
たつの市	35	259	259		佐用町	18	146	146	
赤穂市	22	154	154		香美町	31	236	236	
西脇市	32	215	215		新温泉町	23	174	175	△1
宝塚市	61	439	439						
三木市	48	333	333		市計	1,645	11,964	11,811	153
高砂市	29	197	197		町計	185	1,371	1,377	△6
川西市	48	336	336		県計	1,830	13,335	13,188	147

エ 選挙区別設置数

選挙区名	投票区数	法定数	設置数	減少数
神戸市	350	2,538	2,538	0
東灘区	42	306	306	0
灘区	28	204	204	0
中央区	30	216	216	0
兵庫区	34	239	239	0
北区	54	407	407	0
長田区	32	220	220	0
須磨区	39	278	278	0
垂水区	43	311	311	0
西区	48	357	357	0
姫路市	109	838	826	12
尼崎市	78	584	584	0
明石市	75	527	527	0
西宮市	104	758	662	96
洲本市	30	201	201	0
芦屋市	21	152	152	0
伊丹市	55	383	383	0
相生市	22	145	145	0
豊岡市	64	504	505	△1
加古川市	70	497	497	0
たつの市及び揖保郡	44	325	325	0
赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	51	387	387	0
西脇市及び多可郡	43	310	310	0
宝塚市	61	439	439	0
三木市	48	333	333	0
高砂市	29	197	197	0
川西市及び川辺郡	62	437	437	0
小野市	30	198	198	0
三田市	35	264	264	0
加西市	30	215	215	0
丹波篠山市	53	376	359	17
養父市及び朝来市	81	598	567	31
丹波市	40	328	330	△2
南あわじ市	30	234	234	0
淡路市	40	278	278	0
宍粟市	31	247	247	0
加東市	22	166	166	0
加古郡	28	180	184	△4
神崎郡	40	286	287	△1
美方郡	54	410	411	△1
計	1,830	13,335	13,188	147

(3) 公営施設使用の個人演説会

ア 会場数

区分	法第161条第1項第1号の学校及び公民館の数		法第161条第1項第2号の公会堂の数	法第161条第1項第3号の市町の選挙管理委員会の指定した施設						合 計
	学 校	公民館	公 会 堂	社 寺	農 協 組 合	商 工 会 議 所	その他	計		
市	1,501	221	167				646	646	2,535	
町	87	35	3				84	84	209	
計	1,588	256	170				730	730	2,744	

イ 会場使用度数

区分	施 設 の 使 用 度 数						合 計	
	学校及び公民館		公 会 堂		指 定 施 設			
	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担
市	49		11	8	88	2	148	10
町					5		5	
計	49		11	8	93	2	153	10

(4) 選挙運動用自動車

区 分	一般運送 契約によ る も の (ア)	(ア) 以外の契約によるもの				合 計
		自動車の 借 入 (イ)	燃料の 供 給 (ウ)	運転手の 雇 用 (エ)	計	
契約をした 候補者数	人 3	人 117	人 114	人 107		
延べ使用 (従事)日数	日 27	日 997		日 888		
契約金額 の 総 額	円 1,741,500	円 12,293,356	円 2,491,769	円 11,127,412	円 26,732,337	円 28,483,017
基準額の 総 額	円 1,741,500	円 16,051,700	円 7,977,200	円 10,987,500	円 32,443,500	円 34,185,000
請求額の 総 額	円 1,741,500	円 12,293,356	円 2,491,769	円 10,977,412	円 25,762,537	円 27,504,037

- (注) 1 本表は供託物を没収されない者について記載している。
2 「契約金額の総額」は、選管に届出された契約届出書記載金額の総計である。
3 「基準額の総額」は、個々の候補者ごとに(ア) 1日64,500円×使用日数(イ) 1日16,100円×使用日数(ウ) 7,700円×選挙運動日数(エ) 12,500円×雇用日数により算出したものの合計である。
4 「請求額の総額」は個々の候補者ごとに契約金額と基準額のいずれか少ない額を選び、それを合計したものである。

(5) 選挙運動用ビラ

区 分	契 約		合 計
	1 種類作成	2 種類作成	
作成した候補 者 及 び 枚 数	127 人		127 人
	2,098,800 枚		2,098,800 枚
契約金額の総額	18,094,807 円		18,094,807 円
基準額の総額	15,707,360 円		15,707,360 円
請求額の総額	14,659,181 円		14,659,181 円
平 均 単 価	8.63 円		8.63 円

- (注) 1. 本表は供託物を没収されない者について記載している。
2. 「基準額の総額」は、7 円 73 銭×作成枚数により算出したものの合計である。
3. 平均単価の算出は次の算式による。

$$\frac{\text{契 約 金 額 の 総 額}}{\text{契約届に記載された枚数の全候補者合計枚数}} \quad (1 \text{ 銭未満の端数は切り上げ})$$

(6) 選挙運動用ポスター

(その1)

作成した 候補者数	契約金額の総額	基準額の総額	請求額の総額	平均単価
133人	84,614,783円	134,564,760円	83,850,397円	1,012円

(注) 1 本表は供託物を没収されない者について記載している。

2 「基準額の総額」は、個々の候補者ごとに確認書により確認された作成枚数に当該選挙区におけるポスター掲示場数が、

(1)500以下の場合 $\frac{316,250円 + 541円31銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$ による単価

(2)501以上の場合 $\frac{586,905円 + 28円35銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$ による単価

をそれぞれに乗じたものの合計である（単価はいずれも1円未満の端数は切りあげ）。

(その2)

選 挙 区	単価限度額(円)	選 挙 区	単価限度額(円)
神戸市東灘区	1,575	赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	1,359
神戸市灘 区	2,092	西脇市及び多可郡	1,562
神戸市中央区	2,006	宝 塚 市	1,262
神戸市兵庫区	1,865	三 木 市	1,492
神戸市北 区	1,319	高 砂 市	2,147
神戸市長田区	1,979	川西市及び川辺郡	1,265
神戸市須磨区	1,679	小 野 市	2,139
神戸市垂水区	1,559	三 田 市	1,740
神戸市西 区	1,428	加 西 市	2,013
姫 路 市	722	丹波篠山市	1,423
尼 崎 市	1,010	養父市及び朝来市	1,100
明 石 市	1,116	丹 波 市	1,500
西 宮 市	894	南あわじ市	1,893
洲 本 市	2,115	淡 路 市	1,679
芦 屋 市	2,622	宍 粟 市	1,822
伊 丹 市	1,368	加 東 市	2,447
相 生 市	2,723	加 古 郡	2,261
豊 岡 市	1,163	神 崎 郡	1,644
加 古 川 市	1,178	美 方 郡	1,311
たつの市及び揖保郡	1,515		